

葛巻町農業委員会
第 2 回総会議事録

1 日 時 平成30年8月27日(月) 午後4時から午後5時12分

2 会 場 ふれあい宿舎 グリーンテージ

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第3号 葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

報告第1号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

4 出席委員

① 深 澤 進 ② 門 場 政 一 ③ 藤 森 康 隆

④ 藤 岡 俊 策 ⑤ 川 崎 美由起 ⑥ 久 保 淳

⑦ 落 宰 勝 ⑧ 星 野 順 子

5 欠席委員

⑨ 南 坂 スガ子

6 議事録署名委員

④ 藤 岡 俊 策 ⑤ 川 崎 美由起

7 書記(農業委員会事務局)

千 葉 隆 則 (事務局長) 落 合 咲 子 (主幹)

事務局長 　　ただ今から葛巻町農業委員会第2回総会を始めさせていただきます。
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入っていただきたいと思います。
よろしくお願いいたします。

会　長 　　**〔あいさつ〕**

ご苦勞様でございます。

8月20日に9名の農業委員が鈴木町長より辞令をいただき、引き続き開催されました第1回総会において、会長の指名をいただき就任いたしました深澤です。よろしくお願いいたします。

平成28年に改正農業委員会法が施行され、新たな体制に移行しております。本日第2回の総会において、ただ今農地利用最適化推進委員の皆様にご委嘱状を交付させていただきました。

近年、農業者の高齢化、後継者不足等により、全国的に遊休農地や耕作放棄地が増えています。国ではこれらの対策として農地利用の最適化を重要な必須事業に位置づけ、農地利用最適化推進委員の委嘱を義務付けました。本日が葛巻町農業委員会の新たなスタートとなります。どうぞこれから3年間よろしくお願いいたします。

議　長 　　**〔開　会〕**

それでは、総会に入ります。

ただ今から、葛巻町農業委員会第2回総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名中8名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

なお、9番南坂委員から欠席の申し出がありましたので報告いたします。

本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

議　長 　　**《日程第1》**

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、4番藤岡委員、5番川崎委員のお二人を指名いたします。

また、会議書記は、事務局職員の千葉事務局長と落合主幹を指名いたします。

議　長 　　**《日程第2》**

次に、日程第2「会期の決定」を行います。

会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

議　長 　　**【「異議なし」の声】**

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

議　長 　　**《日程第3》**

次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

議 長
事務局長

【事務局長 挙手】

事務局長。

はい。お手元の会務報告をご覧いただきたいと思います。

月 日	内 容	出 席 者
8月21日(火)	現地確認 (町内)	久保委員/藤森委員 事務局長/主幹
24日(金) ~25日(土)	東北・北海道農業活性化フォーラム (札幌市 札幌コンベンションセンター)	会長/藤岡委員/星野委員/ 辰柳推進委員/事務局長

議 長

以上でございます。

以上で説明が終わりました。

ただ今の報告について何かご発言がございましたらどうぞ。

議 長

【「なし」の声】

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終了いたします。

議 長

《日程第 4》

次に日程第4「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

議 長
事務局長

【事務局長 挙手】

事務局長。

議案書は、1ページをご覧ください。

農地法第3条第1項の規定は、農地の権利移動の許可制限に関するもので、農地の貸し借りや売り買いをするときは、農地法に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。

今月の農地法第3条の許可申請は3件で、1番の案件は農地を処分するための売買による所有権移転でございます。この案件は、●●第●●地割字●●●及び●●●、並びに●●地割字●●の田と畑3筆合計2,333㎡で、●●●●●●の●●●●●●さんの農地を●●地区の●●●●●●さんが譲り受けて耕作を継続するものです。申請地の位置図は、5ページをご覧ください。農地は牛舎付近に1箇所、自宅から見て●●●●●●の反対側で比較的近い場所に2箇所あります。調査書は3ページをご覧ください。6番の農地法第3条の許可要件となる同条第2項該当の有無については、第1号の全部効率要件から第7号の地域調和要件まですべて該当しないため、問題ないものと認められます。

議案書1ページにお戻りください。2番の案件は、●●第●●地割字●●●及び●●地割字●●の畑4筆合計27,669㎡で、●●地区の●●●●●●さんの農地を後継者の●●●●●●●●さんに貸し付けて経営委譲するものです。申請地の位置図は、10ページをご覧ください。農地は自宅から約300m上ったところに2箇所、町道●●線の脇に2箇所あります。調査書は8ページをご覧ください。先ほどと同様に、農地法第3条第2項に該当しないことが許可要件でございますが、いずれもすべて該当しないため、許可要件に合致しているも

のと認められます。

議案書2ページをご覧ください。3番の案件、●●第●●地割字●●●の畑3筆合計4,617㎡で、●●●の●●●●さんの農地を●●●の後継者、●●●●さんが譲り受けて耕作を継続するものです。申請地の位置図は、14ページをご覧ください。対象農地は●●●●●●●を挟んで●●商店の反対側にある公園付近に2箇所、●●橋から農道●●●●●線を約50m進んだ右手に1箇所あります。調査書は12ページをご覧ください。先ほどと同様に、農地法第3条第2項に該当しないことが許可要件でございますが、いずれもすべて該当しないため、許可要件に合致しているものと認められます。

以上でございます。

議 長

この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を6番久保委員にお願いします。

【6番久保委員 挙手】

議 長

久保委員。

6 番

現地確認結果を報告いたします。

1番の案件は、売買による所有権移転です。立ち会っていただいた譲受人によると、対象農地には既に牧草及びデントコーンを作付けしているとのことで、調査書に記載のとおり問題ないものと判断しました。

2番の案件は、親子間による30年間の使用貸借です。対象農地にはすべて牧草が作付けされており、今後も営農が継続されることから、調査書に記載のとおり問題ないものと判断しました。

3番の案件は、親子間の贈与による所有権移転です。対象農地には粟が植えられているほか、そばなどが作付けされております。●●さん親子は●●●で障害者福祉施設などを営んでいることから、これまでも施設利用者と一緒に葛巻に通いながら管理を行っており、今後も同様に管理を行うとのことから、調査書に記載のとおり問題ないものと判断しました。

以上です。

議 長

次に地区担当委員の補足説明については、これまで農業委員が行ってりましたが、新たに地区担当の推進委員を委嘱することから、今後は地区担当推進委員が補足説明、意見等を事務局に報告し、議案又は報告の説明の際に、事務局が併せて推進委員の補足説明、意見等も述べることにいたします。

従って、本日は推進委員への委嘱状を交付したばかりであることから推進委員の補足説明、意見等は、本総会においてはすべて省略いたします。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長

挙手全員です。

よって議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」は、原案のとおり許可することに決定いたします。

《日程第5》

議長

次に日程第5「議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長

事務局長。

事務局長

議案書は16ページからご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく「利用権設定」の農用地利用集積計画について、ご説明いたします。

これは農地集積を促進するための法律で、地権者と農家の貸借等を集団的に行うため、市町村が個々の権利移動を一つの農地利用集積計画にまとめ、個々の契約を取り交わすことなく、一挙に貸借等の効果を生じさせる事業です。案件すべてが労力不足若しくは経営を廃止するため、貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりでございます。

それでは1番の案件、●●第●●地割字●●●●、並びに●●地割字●●及び同字●●の田と畑4筆合計8,065㎡は、●●地区の●●●●さんの農地で同地区の●●●●さんが利用権設定を受けるものです。以下、2番から6番の案件もすべて●●さんとの案件になります。

2番の案件、●●第●●地割字●●の田4,280㎡は、同地区の●●●●さんの農地です。

続きまして3番の案件、●●第●●地割字●●の畑1,807㎡は、●●地区の●●●●●●●●さんの農地です。

次のページをご覧ください。4番の案件、●●第●●地割字●●及び●●地割字●●の田と畑6筆合計6,021㎡は、●●●●の●●●●●●●●さんの農地です。

5番の案件、●●第●●地割字●●の田2,552㎡は、●●地区の●●●●●●●●さんの農地です。

次のページをご覧ください。6番の案件、●●第●●地割字●●及び字●●●●、並びに●●地割字●●の田と畑6筆合計30,262㎡は、●●地区の●●●●●●●●さんの農地です。

なお、1番、2番、5番、6番の案件は新規設定、3番、4番の案件は再設定でございます。

次に7番の案件、●●第●●地割字●●の畑3筆2,443㎡は、●●●●の●●●●●●●●さんの農地です。

次のページをご覧ください。8番の案件、●●第●●地割字●●の畑3筆4,392㎡は同地区の●●●●●●●●さんの農地で、二つの案件は●●地区の●●●●●●●●さんが利用権の設定を受けるものです。

なお、同地区の●●●●●●●●さんの経営廃止に伴い、●●●●●●●●さんが買い受けて新たに酪農経営を開始したことから、利用権の設定を受ける方は替わりますが、利用権そのものは

再設定となるものでございます。

次に9番の案件、●●第●地割字●●●の畑10,705㎡は、同地区の●●●●●さんの農地で、同地区の●●●●●さんとの利用権再設定です。

次のページをご覧ください。10番の案件、●●第●●地割字●●●の畑3筆合計12,057㎡は、●●●●●の●●●●●さんの農地で、●●地区の●●●●●さんへ新たに貸し付けるものです。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【4番藤岡委員 挙手】

議長 藤岡委員。

4番 はい。この●●さんの案件をすべて合計すると面積はどのくらいになりますか。

【落合主幹 挙手】

議長 落合主幹。

主幹 約5町歩になります。

議長 ほかにございませんか。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり決定いたします。

《日程第6》

議長 次に日程第6「議案第3号 葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は22ページをご覧ください。

この案件は、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第3条第2項の規定に基づき、計画を変更する場合に、市町村は農業委員会等から意見を聴取することとされており、これに対する回答内容についてご審議いただくものでございます。

まず、1農用地利用計画の変更概要でございますが、(1)土地利用の状況（変更前の状況）の行政区域の総面積は町全体の面積でございます。

次の段の農業振興地域、これは総合的に農業振興を図るべき地域で29,252ha、うち農用

地区域が15,697.3haとなっております。これは集団的に存在する農用地や土地改良事業区域内などの生産性の高い農地等で農業上の利用を確保すべく指定された土地になります。

次の(2)農用地利用計画の変更が、本日ご審議いただく内容となります。農用地区域からの除外を17.9ha、農用地区域への編入を1.82haとするもので、(3)今後管理する農用地区域の総面積が15,681.2haになるものでございます。

次のページをご覧ください。農用地区域から除外される25.32haの内訳で、変更理由別に植林転用が3件178,998㎡、編入が1件18,249㎡、面積の増減はありませんが用途変更が1件となっております。

次のページをご覧ください。1農用地区域からの除外一覧が3件、2農用地区域への編入一覧1件、3農用地区域の用途変更一覧1件でございます。

なお、1農用地区域からの除外一覧3件のうち、番号1及び2につきましては現況地目が元々山林であり、現地の状況から除外に関しては特に問題ないものと思われま

す。次のページをご覧ください。番号3の案件は、●●●地区の●●●●さんが植林のため、畑58,477㎡のうち31,760㎡を農用地区域から除外するもので、土地の所在は●●第●地割字●●●●です。

申請地の位置につきましては27ページをご覧ください。自宅周辺から林道●●●●線を約300m上った道路脇です。

前のページをご覧ください。「農用地区域からの除外に関する検討表」の5農地転用許可基準上の判断とその理由において、農地区分は第2種農地であり、かつ、農地転用目的の例外規定の代替性に該当しないものでございます。

議案書28ページをご覧ください。番号4の案件は、●●●地区の●●●●さんが畑及び山林の2筆を農用地区域外、いわゆる農振白地から農用地区域へ編入して、集団的農地として有効利用しようとするものです。

申請地の位置図は次のページをご覧ください。自宅前の牛舎周辺と自宅から町道●●●●線を約100m上ったところにあります。

なお、農用地区域からの除外ではないため、要件検討表の添付はございません。

議案書31ページをご覧ください。番号5の案件は、●●●地区の●●●●さんが●●●地区の故●●●●さんの原野を借用し、平成31年度に農山漁村整備交付金草地畜産基盤整備事業を活用して草地造成を行うため、総面積64,664㎡のうち30,700㎡を農用地区域の混牧林地から農地に用途変更しようとするものです。

申請地の位置図は次のページをご覧ください。●●●●●●川に架かる●●●●橋から林道●●●●線を約1km上ったところにあります。

なお、先ほどと同様に、要件検討表の添付はございません。

以上でございます。

議 長

この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を3番藤森委員にお願いします。

【3番藤森委員 挙手】

議 長

藤森委員。

3 番

現地確認の結果を報告します。

番号3の申出地は、草地の外周の急傾斜地であり、以前から山林として利用され、今後も農地としての利用が見込めないもので、隣接する農地に影響もないことから、農用地区域からの除外は妥当と判断いたしました。

番号4の申出地は、1筆の地目は山林となっています。現状は2筆とも牧草が作付けされており、また、隣接地も全て牧草であり、集团的農地を形成していることから、農用地区域への編入は妥当と判断いたしました。

番号5の申出地は、登記・現況の地目とも原野ですが、申出者の草地と隣接しており、一体的な活用が見込まれることから、農用地区域の用途変更は妥当と判断いたしました。以上です。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第3号「葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は原案のとおり決定いたします。

《日程第7》

議長 次に日程第7「報告第1号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は、33ページをご覧ください。農地転用には、農地法第4条の農地の権利移動を伴わない転用と、農地法第5条の農地の権利移動を伴う転用の2通りがございます。

「農地法関係事務処理要領」に基づき、農地転用が許可された際には、工事進捗状況報告書の提出が義務付けられているものでございます。

今月は6件の工事進捗状況報告書を受理いたしましたので、ご報告いたします。

まず1番の事案は、株式会社●●●●●●●●●●が昨年5月15日に一時転用の許可を受けた分の第2回目の報告で、8月9日に報告書が提出されました。

2番から6番の事案は8月10日に報告書が提出されたもので、2番の事案は、●●●地区の●●●●●●さんが昨年10月1日に永久転用の許可を受けた分の第1回目の報告です。

次に3番の事案は、●●●地区の●●●●●●さんが今年4月16日に永久転用の許可を受けた

分の完了報告です。

次に4番の事案は、●●地区の●●●●さんが今年5月16日に永久転用の許可を受けた分の完了報告です。

次に5番の事案は、●●地区の●●●●さんが今年6月14日に永久転用の許可を受けた分の完了報告です。

最後に6番の事案は、●●●地区の●●●●さんが今年7月12日に永久転用の許可を受けた分の完了報告です。

2番から6番の事案について、8月21日に久保委員、藤森委員とともに完了及び進捗状況を確認して参りました。

なお、1番の事案については工期が大幅に遅れていることから、一時転用期間の変更に係る相談をいただいております。現在の工事進捗状況は、立木伐採及び除草は完了したものの、工事用敷地の造成や工事用道路の施行を行っている最中であり、進捗状況にあまり進展が見られないことから、写真での確認のみで、現地調査は実施しておりませんので申し添えます。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認の結果報告を6番久保委員にお願いします。

【6番久保委員 挙手】

議長 久保委員。

6番 現地確認の結果を報告します。

まず2番の事案は、●●地区の農地です。昨年9月の第28回総会で、牛舎及びスラリータンク、ロール置場を整備するために、既存牛舎に隣接する農地を農業施設用地に永久転用することを許可相当と決定したものです。

現地は敷地造成まで完了しており、施設の建設は今後、事業を活用して行われるとのことです。

次に3番から5番の事案は、全て植林による永久転用で、計画どおり植林が完了していることを確認して参りました。

次に6番の事案は、●●●地区の農地です。今年6月の第37回総会で、畑を花壇として利用するために宅地に永久転用することを許可相当と決定したものです。

現地は花が植えられており、計画どおり整備されていることを確認して参りました。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

《日程第8》

議長 次に日程第8「報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長
事務局長

事務局長。

議案書は、34ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理しましたので、ご報告いたします。

7月26日、●●●地区の●●●●さんからの届け出で、平成24年10月に亡くなられた父●●●さんの所有地を相続により取得したものでございます。

畑3筆6,749㎡のうち、1筆は自家用野菜、2筆には飼料作物が作付けされるなど適正に管理されております。

なお、受理通知書については、7月31日に送付しております。

以上でございます。

議 長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

《日程第9》

議 長

次に日程第9「その他」ですが、ここで「第1回農地小委員会」を開催するため暫時休憩します。

【休憩 午後4時42分】

【再開 午後5時00分】

議 長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど開催された農地小委員会の結果について、農地小委員長長の報告を求めます。

【農地小委員長 挙手】

議 長

農地小委員長。

農地小委員長

農地小委員長に選任いただきました吉ヶ沢地区の芳田でございます。今後3年間、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、農地小委員会の結果を報告いたします。

まず、「農地小委員長及び農地小委員長代理の互選」については、冒頭にご挨拶申し上げましたとおり小委員長は私 芳田、小委員長代理には木戸場推進委員が選任されました。

次に、「担当区域の区割」については、中部A地区の下道推進委員は新町から茶屋場、同地区の高家推進委員は四日市と江川川、中部B地区の千葉推進委員はお一人ですので区域内全域、江川A地区の市村推進委員は江川馬淵から車門、同地区の辰柳推進委員は山岸から泉田、江川B地区の木戸場推進委員は小苗代と中村、同地区の今待推進委員は寺田から野中、西部地区の私 芳田推進委員は吉ヶ沢と土谷川、同地区の外山推進委員は元木と小屋瀬と上外川、北部地区の遠藤推進委員は垂柳と小田と田野と星野、端坂推進委員は冬部から触沢となりました。

- 議 長 以上でございます。
- 議 長 以上で報告が終わりました。
ただ今の報告について、ご質問、ご意見等がございましたらどうぞ。
- 議 長 【「なし」の声】
ないようですので、以上で「農地小委員会の結果報告」を終了いたします。
次に委員の皆さんから何かございましたら、どうぞ。
- 議 長 【「なし」の声】
事務局からあれば、お願いします。
- 議 長 【「特にありません」の声】
ないようですので、「その他」を終了します。
以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第2回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成30年9月5日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____